

意見書案第 3 号

地方自治体に配慮した生活保護制度の改革を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 3 月 12 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅 野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

地方自治体に配慮した生活保護制度の改革を求める意見書

生活保護の受給者は、昨年11月時点で208万人近くに達し、5箇月連続で過去最多を更新したが、その内訳として高齢者の増加とともに、本来、働くことができる能力を持つ者の急増が目立っており、これらの者について生活保護に頼ることなく就労自立を可能とすることが喫緊の課題となっている。

また、生活保護受給者から不当に生活保護費を搾取するいわゆる貧困ビジネスや、医療扶助の不正受給等の問題は、制度への信頼を揺るがしかねず、一方で、医療扶助については、過剰な医療により経費が増大しているとの指摘もなされている。

こうした中、生活保護制度の改革に向け、昨年5月に生活保護制度に関する国と地方の協議が開始され、12月には中間取りまとめがなされたところであるが、改革を進めるに当たっては、制度を実際に運用している地方自治体への配慮を十分にすべきである。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 就労支援等の自立支援策と生活保護が一体となって機能するよう、ハローワークと福祉事務所の役割を明確にするとともに連携の強化を図ること。
- 2 求職者支援制度における給付金額を生活保護費よりも高く設定するなど、同制度を始めとする第2のセーフティネットが生活保護に優先する制度となるよう、両者の関係を整理すること。
- 3 生活保護制度への国民の信頼を担保するため、地方自治体の照会・調査に対する回答義務を法制化するなど、実施機関である地方自治体の権限を強化すること。
- 4 医療扶助や住宅扶助の適正化に向けた取組を強化すること。
- 5 生活保護はナショナルミニマムとして、本来、国の責任で実施すべきであり、その経費は全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣